



平成 21 年 10 月 6 日

各 位

会 社 名 エ リ ア リ ン ク 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 林 尚 道  
(コード番号 8914 東証マザーズ)  
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 池 口 孝  
TEL 03 - 5577 - 9222

### 新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 21 年 10 月 6 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |   |  |
|---|--|
| (1) 募 集 株 式 の<br>種 類 及 び 数  | 当社普通株式 200,000 株   |
| (2) 払 込 金 額 の<br>決 定 方 法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 21 年 10 月 14 日（水）から平成 21 年 10 月 19 日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。  |
| (3) 増 加 す る 資 本 金 及<br>び 資 本 準 備 金 の 額  | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| (4) 募 集 方 法   | 一般募集とし、いちよし証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。<br>なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引 受 人 の 対 価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。   |
| (6) 申 込 期 間   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。   |
| (7) 払 込 期 日   | 平成 21 年 10 月 21 日（水）から平成 21 年 10 月 26 日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。   |
| (8) 申 込 株 数 単 位   | 1 株  |
| (9) 払 込 金 額、増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額、そ の 他 本 新 株 式 発 行 に 必 要 な 一 切 の 事 項 の 決 定 に つ い て | は、代表取締役社長 林 尚道に一任する。   |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。   |  |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記4.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 30,000 株  
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 いちよし証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、いちよし証券株式会社が当社株主から30,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 林 尚道に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

3. 第三者割当による新株式発行（後記4.を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 30,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。）
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 いちよし証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 ( 申 込 期 日 ) 平成21年11月19日(木)
- (6) 払 込 期 日 平成21年11月20日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本件第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 林 尚道に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本件第三者割当による新株式発行も中止される。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、いちよし証券株式会社が当社株主から30,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、30,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、いちよし証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成21年10月6日(火)開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成21年11月20日(金)を払込期日として行うことを決議しております。

また、いちよし証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成21年11月13日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。いちよし証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、いちよし証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、いちよし証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、いちよし証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、いちよし証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがっていちよし証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

#### 5. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	1,041,070株	(平成21年10月6日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	200,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	1,241,070株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	30,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	1,271,070株	(注)

(注)前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対しいちよし証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 6. 調達資金の使途

### (1) 増資調達資金の使途

今回の公募増資の差引手取概算額 1,035,200 千円については、674,000 千円を不動産運用サービス事業におけるリース資産の自社取得に充当し、残額は借入金の返済に充当する予定であります。

(注)「3. 第三者割当による新株式発行」に記載の第三者割当増資の手取額(上限概算額 155,080 千円)については借入金の返済に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備の新設、除却等の計画は、平成 21 年 10 月 6 日現在以下の通りとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完成予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完成	
(株)湯 原リゾ ート	源泉湯の 宿松乃井 (群馬県 利根郡)	不動産運用 サービス事 業	構築物 (ホテル内設 備)	674,000	-	増資資 金	平成 21 年 12 月	平成 21 年 12 月	(注)1.

(注) 1. リース資産を自社取得するため、収容人数等の増加はありません。  
2. 取得するリース資産は現在、当社がリース会社と契約し、子会社である(株)湯原リゾートに転リースしているものであります。上記計画により、当該リース資産を当社がリース会社から買取り、(株)湯原リゾートに賃貸する予定であります。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える影響

当社グループの財務体質を強化することにより、将来の企業価値の向上に資するものと考えております。

## 7. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

株主に対する利益配分については、将来の経営基盤を強化するための内部資金の確保と安定した配当の継続を念頭に置きながら、財政状態、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

### (2) 配当決定に当たっての考え方

平成 21 年 12 月期の配当につきましては、当社グループの業績は順調に推移しているものの、経営環境の先行きが極めて不透明であることから現段階では未定といたしております。

### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の企業価値を向上させるための投資や競争力の強化を図るべく活用してまいります。

### (4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期
1 株当たり連結当期純利益	2,272.81 円	1,353.77 円	8,219.83 円
1 株当たり年間配当金	250 円	300 円	0 円
実績配当性向(単体)	10.9%	18.2%	%
自己資本連結当期純利益率	21.6%	9.1%	72.8%
連結純資産配当率	1.2%	2.0%	%

(注) 1. 平成 18 年 7 月 1 日付で 1 株につき 4 株の株式分割を行っております。  
2. 「自己資本連結当期純利益率」は、決算期末の当期純利益を自己資本(純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。  
3. 「連結純資産配当率」は、1 株当たりの年間配当金を 1 株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

8. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるストックオプション制度を採用しております。

なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数(1,271,070 株)に対する下記の新株式発行予定残数の比率は 0.14%となる見込みです。

ストックオプションの付与状況(平成 21 年 9 月 30 日現在)

株主総会決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の行 使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成 16 年 3 月 26 日	720 株	34,007 円	17,004 円	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 26 年 3 月 26 日まで
平成 18 年 3 月 30 日	1,076 株	83,750 円	41,875 円	平成 20 年 3 月 31 日から 平成 28 年 3 月 30 日まで

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成 18 年 5 月 24 日	5,496,400,000 円	4,566,720,166 円	4,611,219,350 円
平成 18 年 6 月 20 日	710,409,700 円	4,921,925,016 円	4,966,424,200 円
平成 21 年 5 月 14 日	200,010,640 円	5,051,726,400 円	5,096,224,264 円

過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期	平成 21 年 12 月期
始 値	320,000 円	68,700 円	34,950 円	2,465 円
高 値	376,000 円 84,400 円	91,400 円	35,600 円	9,200 円
安 値	236,000 円 51,800 円	35,150 円	2,055 円	785 円
終 値	68,700 円	36,850 円	2,415 円	5,410 円
株価収益率	30.2 倍	27.2 倍		

(注) 1. 平成 21 年 12 月期の株価については、平成 21 年 10 月 5 日現在で表示しております。

2. 印の株価は株式分割による権利落ち後の株価を表示しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり当期純利益(連結)で除した数値です。  
なお、平成 20 年 12 月期に関しては、当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。